

<概要>

北朝鮮の核疑惑を解決するために、1994年10月、米国と北朝鮮両政府は、北朝鮮が黒鉛減速炉などを凍結し核開発を放棄する一方、米国などが平和利用目的の軽水炉を2003年までを目標に供与し、1基目完成までは代替エネルギーとして重油を供与することで合意し、1995年に朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）が発足した。KEDO理事会は日米韓にEU（欧州連合）を加え4か国で構成している。2001年9月に北朝鮮から建設許可が発給され、軽水炉の建設を開始したが、2002年10月、北朝鮮がウラン濃縮計画の存在を認めたため、毎年50万トンの重油供給を同年12月から停止した。これに反発した北朝鮮は、寧辺各施設の稼働を再開し、再処理等を再開したため、KEDO理事会は2003年12月に軽水炉の建設を同年12月から1年間停止することを決定した。2004年4月、同理事会は停止期間をさらに延長することを決定した。2005年7月26日から開かれた第4回六カ国協議で、同年9月19日北朝鮮は全ての核を放棄し、その見返りに米国は朝鮮半島に核兵器を配備しない、北朝鮮に核兵器・通常兵器による攻撃や侵略を行う意図のないことを確認した。2005年11月23日、KEDO理事会でKEDO廃止の方針が固まり、各国はこの案を自国に持ち帰り11月中に決めることになった。北朝鮮は、米国が合意枠組みを完全に覆したことで生じた「政治的・経済的損失」に補償を要求する、としている。

<更新年月>

2005年12月

<本文>

1. KEDOとは

KEDO（The Korean Peninsula Energy Development Organization：朝鮮半島エネルギー開発機構）は、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」を受けて、1995年3月に設立された国際機関である。

KEDOの主な設立目的は、北朝鮮が独自に建設した既存の黒鉛実験炉（核兵器の原料であるプルトニウムの生産が容易）の活動を凍結し最終的には解体することを条件に、核兵器の原料であるプルトニウムの生産が比較的困難で、また国際的監視に服させやすい軽水炉2基を建設し提供すると共に、軽水炉第1基目の完成までの代替エネルギーとして、年間50万トンの重油を供給することにある。（参考文献10）

図1にKEDO関連図を、図2に北朝鮮の主要原子力関連施設の所在地図を示した。

2. 設立の経緯

北朝鮮は、1993年3月、核兵器不拡散条約（NPT）からの脱退を表明し、IAEA保障措置協定の遵守を拒否した。同年6月の米朝協議の結果、北朝鮮はNPT脱退の発効を中断したが、北朝鮮による保障措置協定違反はその後も続き、翌1994年5月、寧辺原子力センター（平壤の北84km）にある黒鉛実験炉（黒鉛減速炭酸ガス冷却型炉、電気出力5MWe）の核燃料棒抜取りに着手するに及んで、同年6月、IAEAは北朝鮮に対する協力の停止（医療分野を除く）を決定した。これに反発した北朝鮮がIAEAからの脱退を表明し、国連安保理が対北朝鮮制裁決議について非公式の協議を行うなど危機感が一気に強まった。

この危機を打開するため、1993年6月にカーター元米大統領が訪朝し、金日成主席（当時）との会談等を経て、1994年10月、米朝間で「合意された枠組み」が署名された。これにより、

(a) 北朝鮮が、NPT締約国にとどまる他、IAEA保障措置協定上の義務履行を通じた核開発の検

証、既存の**原子力施設**（寧辺原子力センターにある電気出力5 MWeの黒鉛実験炉、再処理施設、核燃料加工工場）および開発中の核施設（寧辺原子力センターに建設中の電気出力500MWeおよび寧辺の北西西約30kmの秦山に建設中の200MWeの黒鉛減速炉）の凍結・解体等を行うこととなり、その代わりとして、(b) 米国は、「国際コンソーシアム（注：後のKEDO）」を通じて、電気出力約100万kW（1, 000MWe）の軽水炉2基を北朝鮮へ供与するとともに、第1基目の軽水炉完成までの間、黒鉛実験炉の凍結に伴い失われるエネルギーの代替として、年間50万トンの重油を供与することになった。

この「合意された枠組み」を受けて、1995年3月、日米韓3か国はKEDO設立協定に署名し、北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当ておよびその供与並びに暫定的な代替エネルギーの供与等を目的としたKEDOが、上述の「国際コンソーシアム」として、正式に発足した。（参考文献10）

表1に北朝鮮の**原子力発電所**を、表2にKEDO関連年表を示した。

3. KEDOの機構

KEDOの意思決定は理事会で行われている。理事会は、日本、米国、韓国（以上、原加盟国）およびEU（European Union 欧州連合、1997年にKEDOに加盟）の各代表により構成され、年に数回開催される。その他、総会が年に1回開催される。2002年現在、一般メンバーとして9か国（ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、インドネシア、チリ、アルゼンチン、ポーランド、チェコ、ウズベキスタン）が参加しており、KEDOに参加しているのは合計12か国1機関である。

理事会での意思決定を受けたKEDOとしての日常業務はKEDO事務局が遂行している。ニューヨークにある事務局本部では、現在、カートマン事務局長（米国人）以下約50名が勤務しており、北朝鮮のクムホ（琴湖）にある現地事務所にも事務局より数名の職員が派遣されている。図3にKEDOの組織図、表3にKEDOの業務内容、表4に軽水炉供給取り決め内容を示した。（参考文献10）

4. KEDOプロジェクトの現状

4.1 軽水炉プロジェクトの開始

1995年12月、KEDOと北朝鮮との間で軽水炉プロジェクトに関する供給取り決めが締結され、KEDOが北朝鮮に対し出力1000MWeの軽水炉2基を提供すること、軽水炉完成後、北朝鮮は3年の据え置き期間を含む20年間で無利子返済することで合意した。

1996年9月に北朝鮮の潜水艦が韓国に侵入した事件が発生し、北朝鮮と関係の深いKEDOの活動が数か月にわたり停止した（参考文献3、5）。

この供給取り決めの締結を受けて、1997年8月、北朝鮮咸鏡南道（ハムギョンナムド）琴湖（クムホ）地区の軽水炉建設用地で土地の造成を中心とする準備工事の着工式が行われ、軽水炉建設に向けての工事が開始された。

1998年8月31日、北朝鮮はミサイル（テポドン）人工衛星を発射し、日本政府は軽水炉建設費の費用分担決議の署名を約2か月凍結すると共にKEDOと日本政府、韓国政府との資金供与協定の各国会での承認が大幅に遅れた（参考文献6、7）。

2001年9月には、北朝鮮から建設許可が発給され、サイトの掘削工事が始まり、翌2002年8月には軽水炉建屋基礎部分へのコンクリート初注入式典が開催された。

4.2 北朝鮮のウラン濃縮計画疑惑とKEDOによる重油供給の停止

2002年10月、北朝鮮は、訪朝したケリー米大統領特使に対して、ウラン濃縮計画の存在を認める発言を行った。（その後一転して否定）。これを受け、翌11月に開催されたKEDO理事会は、それまで実施されてきた毎年50万トンの重油の供給を同年12月より停止すること、また、将来の重油の供給は、北朝鮮が高濃縮ウラン計画を完全に撤廃するための具体的かつ信頼できる行動をとることにかかっていることを決定した。

4.3 北朝鮮のエスカレーション

これに対し北朝鮮は、2002年12月、核凍結解除および核施設の稼働と建設の即時再開を発表し、続いて黒鉛実験炉、燃料加工工場および使用済核燃料再処理施設の封印を撤去し、IAEA査察官の国外退去等の措置を一方的に取った。更に翌2003年1月10日には、NPT脱退を表明した。

こうした一連の北朝鮮の行動に対し、IAEAは数次に亘り理事会決議を採択し、北朝鮮に対して、速やかにかつ検証可能な形で、いかなる核兵器計画も放棄するよう求め、国連安保理も本件を取り上げたが、北朝鮮は、更に2003年10月、「8000本余りの使用済み核燃料棒の再処理を成功裡に終了した」と公式に表明するなど、改善が見られなかった。

4.4 軽水炉プロジェクトの「停止」

このような北朝鮮の行動は、KEDOによる支援の前提となっている「合意された枠組み」に明らかに反するものであるため、2003年11月に開催されたKEDO理事会は、軽水炉の建設を同年12

月1日より1年間に亘って「停止」することを決定した。「停止」期間は2004年11月末までとなっていた。

2004年4月11日、KEDO理事会は、2003年から凍結していた北朝鮮への軽水炉停止期間をさらに延長することを決定した（参考文献12）。

4.5 第4回六カ国協議で北朝鮮は全ての核を放棄

北京で2005年7月26日から休会を挟んで開かれていた北朝鮮の核開発問題に関する第4回六カ国協議で、同年9月19日、北朝鮮が全ての核兵器および既存の核計画を放棄すること、[核不拡散条約](#)（NPT）と国際原子力機関（IAEA）の保障措置に、早期に復帰することなどで合意した。その見返りに、米国は朝鮮半島に核兵器を配備しないこと、北朝鮮に核兵器・通常兵器による攻撃や侵略を行う意図のないことを確認した。焦点となっていた北朝鮮の原子力「平和利用の権利」については「適当な時期に」軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した、としている。北朝鮮が今回初めて、すべての核兵器と核計画の検証可能な放棄を約束したことは、「朝鮮半島の非核化を実現する上で重要な基礎」としている。その上で、「今回の合意を迅速かつ着実に実行に移していくことが大事」と指摘している（参考文献11、原産新聞「北朝鮮は全ての核を放棄」（2005年9月22日）第1面）。

注：協議での主要な争点は、1) 朝鮮半島の非核化の性格、2) 廃棄の対象となる核施設の範囲、3) 核廃棄とその見返りのタイミングの3点がある。「核放棄の対象」については、北朝鮮が平和利用であっても、それを隠れ蓑にして核兵器開発を行った過去の経験から、米国側が全ての核関連の活動を廃止しなければいけないと強硬に主張したのに対し、北朝鮮は、原子力平和利用は主権国家の固有の権利で、核放棄の対象は核兵器関連だけであると主張している（参考文献11、原産新聞「六カ国協議 合意実現には難題山積か」（2005年10月13日））。

4.6 KEDO廃止の方針固まる

2005年11月23日のKEDO理事会でKEDO廃止の方針が固まった。この方針は、KEDOを構成する各国が持ち帰り11月中に決めることになった。KEDO廃止が及ぼす影響については、6者協議が進んでいるので対立が深刻化する恐れはないと予想されている。北朝鮮外務省スポークスマンは、2005年11月28日、2年前の重油供給中断以来、軽水炉の建設も中断していたので、軽水炉事業の中止も「時の問題」だったとしながらも、北朝鮮が「莫大な経済的損失」を負ったとし、米国が合意枠組みを完全に覆したことで生じた「政治的・経済的損失」に補償を要求する、としている（参考文献11、原産新聞「KEDO廃止の方針固まる」（2005年12月1日））。（参考文献10）

<関連タイトル>

[System 80+ \(02-08-03-02\)](#)

[北朝鮮の原子力研究センター \(14-02-02-01\)](#)

<参考文献>

(1) KEDO : Korean Peninsula Energy Development Organization, Annual Report 1997/1998 (1998年9月)、<http://www.KEDO.org/>

(2) Duke Engineering & Services : DE & S Marks First Anniversary at KEDO, Duke Engineering & Services, "Dialog," Sep./Oct.1997 (1997年9月)

(3) 梅津至 : 重要段階に入ったKEDO、都市出版、外交フォーラム (1998年2月)、p.93

(4) 伊豆見 元、小野 正昭、キム・ヨンモク、ジョエル・ウィット : 朝鮮半島エネルギー開発機構の今後の課題、霞山会、東亜、No.374 (1998年8月)、p.8

(5) 松本 潔、ペク・ハクスン、スコット・スナイダー : KEDO知られざる実態、読売新聞社、This is 読売 (1999年3月)、p.268、p.273

(6) 小野正昭 : 安全保障機関としてのKEDOの重要性、岩波書店、世界 (1999年5月)、p.92

(7) 都市出版 : 特集「北朝鮮の虚と実」、外交フォーラム、第12巻、第9号 (1999年9月)

(8) 日本原子力産業会議 : アジア諸国 原子力情報ハンドブック1999年 (1999年3月)

(9) 核物質管理センター : 第16回保障措置セミナー テキスト (1996年11月)、p.29-32

(10) 外務省 : 外交政策>軍縮>軍縮・軍備管理・不拡散>朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO)

(11) 日本原子力産業会議 : 原産新聞、「EDOでの経験から学ぶ」(上) (2004年2月5日)、「難航予想される六カ国協議」(2005年8月25日)、「六カ国協議が合意 北朝鮮は全ての核を放

棄」(2005年9月22日)、「六カ国協議 合意実現には難題山積か」(2005年10月13日)、
「KEDO廃止の方針固まる 北朝鮮は補償要求」(2005年12月1日)
(12) 日本原子力産業会議：原子力年鑑2006(2005年)、p.145-146

表1 北朝鮮の原子力発電所

施設名	場所	仕様等	備考
寧辺原子力発電所 1号機(凍結)	寧辺地区、平壤の北約80km	5000kW、天然ウラン燃料、 黒鉛減速、ガス冷却	着工1979年、臨界1985年、 運開1986年、電力と暖房用 熱生産、物理学的実験
寧辺原子力発電所 2号機(凍結)	寧辺地区、平壤の北約80km	5万kW、天然ウラン燃料、 黒鉛減速炭酸ガス冷却型	着工1986年
泰川原子力発電所 (凍結)	泰川、寧辺の北西約30km	20万kW、天然ウラン燃料、 黒鉛減速、ガス冷却	着工1986年
計画中原子力発電所	新浦・琴湖地区平壤の北東約240km	100万kW、軽水炉	2基導入予定 (1997年敷地造成起工)

[出典] 日本原子力産業会議:アジア諸国 原子力情報ハンドブック1999年、日本原子力産業会議(1999年3月)、p.279

表2 KEDOの関連年表

1994年 10月 21日	米朝枠組み合意 署名(ジュネーブ)
95年 3月 9日	KEDO設立協定署名・発効、KEDO発足(ニューヨーク)
8月	第1回現地調査(北朝鮮咸鏡南道琴湖)
10月	第2回現地調査
12月 15日	「軽水炉供給取極」にKEDOと北朝鮮が署名・発効
12月	第3回現地調査
96年 1月	第4回現地調査
3月	KEDO事務局長・次長訪朝(平壤、現地)
4月	第5回現地調査
7月	第6回現地調査
	「特権・免除等に関する議定書」「通信に関する議定書」「輸送に関する議定書」署名・発効
9月	北朝鮮の潜水艦韓国侵入事件発生
97年 1月	「サービス提供等に関する議定書」「サイト引き渡し等に関する議定書」署名・発効
2月	北朝鮮の黄・党書記亡命事件発生
3月	第7回現地調査(4ヶ月間)
6月	「債務不履行に関する議定書」署名・発効
7月	「現地調査報告書」をKEDOが北朝鮮へ提出
	「軽水炉事業関連の諸手続き」でKEDOと北朝鮮が合意、署名・発効(関連覚書5本、署名・発効)
28日	KEDO現地事務所開設(琴湖)
	整地作業準備開始、資機材搬入
8月 19日	軽水炉準備工事着工式、整地作業開始
9月	KEDOに欧州連合(EU)加盟、理事会入り
98年 7月	軽水炉の費用分担でKEDO理事会決議
8月 31日	北朝鮮ミサイル(テポドン)人工衛星発射
	日本はKEDO理事会決議への署名見送り
10月 21日	日本がKEDO理事会決議に署名
	(以下、原出典に最新情報を加筆)
99年 5月 3日	「KEDO・日本政府の資金供与協定」に日本政府が調印
20日	北朝鮮金倉里の地下核疑惑施設を米専門家チームが調査
6月 30日	「KEDO・日本政府の資金供与協定」を日本国会が承認
7月 5日	「KEDO・韓国政府の資金供与協定」に韓国政府が調印
8月 12日	「KEDO・韓国政府の資金供与協定」を韓国国会が承認
2002年 10月	米国が北朝鮮によるウラン濃縮計画を公表
12月	KEDO枠組みでの重油供給を停止
03年 11月 21日	KEDOは北朝鮮での軽水炉建設プロジェクトを12月から1年間停止することを決定
04年 11月	2003年から凍結していた北朝鮮への軽水炉供給の凍結停止期間をさらに1年間延長することを決定
05年 9月 19日	北朝鮮の核開発問題に関する第4回六カ国協議で、北朝鮮が全ての核兵器および既存の核計画を放棄すること、核不拡散条約(NPT)と国際原子力機関(IAEA)の保障措置に早期に復帰することなどで合意
11月 23日	KEDO廃止の方針が固まった。しかしこれは最終決定でなく、各国が持ち帰って11月中に決定予定

[出典] 松本 潔:「軽水炉建設現場ルポ」、This is 読売、読売新聞社、1999年3月号、p.273
 日本原子力産業会議:原産年鑑2006、北朝鮮、p.145~146
 日本原子力産業会議:原子力産業新聞(2004年2月5日)No.2221

表3 KEDOの業務内容

項目	各項目の詳細
1)目的	<p>(a)各約1000MWe出力能力を有する韓国標準型原子力発電所様式の2基の原子炉(米国ABB-CE社製 PWR System80+(1300MWeを1000MWeにスケールダウンしたもの)。蔚珍(ウルチン)3, 4号原子炉を参照炉とする)から成る北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当および供与を行うこと。</p> <p>(b)第1基完成までの間、北朝鮮の黒鉛減速ガス冷却炉(表1)からのエネルギーに代わる暫定的代替エネルギー(重油)の供与を行うこと。(米朝合意成立後1年間に15万トン、その後は年間50万トン)</p> <p>(c)前記の目的の達成又は、米朝合意の目的の実現のために必要と認められるその他の措置を実施すること。(例えば、北朝鮮の5MW実験炉から搬出された使用済燃料の安全な貯蔵および処理等)</p>
2)任務	<p>(a)軽水炉プロジェクトの評価および実施。</p> <p>(b)加盟国等からの資金の受領、管理および支出。</p> <p>(c)北朝鮮からの軽水炉プロジェクト等に係る支払いとしての資金又はその他の代償の受領。</p> <p>(d)国および国際機関等との間で必要に応じ、協定、契約、その他の取決めの締結。</p>
3)原則	<p>(a)KEDOの活動は、国連憲章、NPTおよびIAEA憲章に沿って行われる。</p> <p>(b)KEDOの活動は、北朝鮮がKEDOとの間のすべての合意の内容を遵守することおよび、北朝鮮が米朝合意に沿って行動することを条件として行われる。これらの条件が満たされない場合には、KEDOは適切な措置をとることができる。</p> <p>(c)KEDOは、KEDOにより行われるプロジェクトに関連して北朝鮮に移転される核物質、設備および技術が専ら当該プロジェクトおよび平和的目的にのみ利用され、かつ原子力の安全利用を確保する方法で利用されることの公式の保証を北朝鮮から得る。</p>
4)加盟国	<p>KEDOの原加盟国は日米韓の三か国であり、その後、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、フィンランド、インドネシア、リ、アルゼンチン、欧州連合(EU)、ポーランドおよびチコの10か国が加盟し、2002年現在、加盟国数は13か国、機関1となっている。</p>
5)組織	<p>KEDOは理事会、総会、諮問委員会および事務局からなる。</p> <p>(a)理事会は、日米韓の各原加盟国およびEU(1997年9月に加盟、理事会メンバーとなった)の代表により構成され、KEDOの任務を遂行する権限を有する。理事会は必要に応じ随時開催され、その決定はコンセンサスにより行われる。</p> <p>(b)総会は全ての加盟国の代表によって構成され、年に1回開催される。総会は、年次報告を検討し、勧告を含む報告書を理事会に提出してその検討を求めることができる。</p> <p>(c)諮問委員会は、特定のプロジェクト(軽水炉、重油、使用済燃料等)について事務局長および理事会に助言を与えるために、理事会により設置される。全ての加盟国が参加できる。</p> <p>(d)事務局はニューヨークに所在し、北朝鮮の軽水炉建設用地琴湖(クムホ)に現地事務所がある。理事会により任命された事務局長が2名の事務局次長(同じく理事会が任命)に補佐され、理事会により委任された全ての権限を行使し、KEDOの日常業務を行っている。スタッフは全体で、1999年9月現在約40名(内、日本政府派遣職員は8名)である。人員構成は、ニューヨークが米国14、韓国11、日本9、EU3で、現地事務所が、米国2、韓国3、日本1である。事務局には、以下の7部門がある。すなわち、総務部、法務部、北朝鮮・政策部、原子力安全・品質保証部、プロジェクト運営部、広報部およびクムホ事務所である(図3 参照)。</p>
6)財政	<p>各会計年度(1月1日～12月31日)の予算は、事務局長により作成され、理事会により承認される。KEDOとして現時点で資金手当の責務を負っている主要項目は次の通り。</p> <p>(a)軽水炉プロジェクト:総額46億ドルの建設費の内、日本が10億ドル相当の円(1165億円)、韓国が7割(約32億ドル)、EUが重油代金の一部を含め5年間で約8000万ドルを分担。不足分は米国が「探求する」との表現で、責任を持って対応することになっている。</p> <p>(b)重油の供与:毎年50万トンの重油を北朝鮮に供与するためには、現市場価格で年間約5000万ドルの資金が必要である。(c)事務局経費:日米韓およびEUの拠出によって賄われる。</p>
7)法的地位	<p>1995年1月、米議会における関連法案の成立により、KEDOは国連やその専門機関に認められている国際機関の地位を実体的に認められた。</p>

下記の出典をもとに作成した

[出典]「3. KEDOの仕組み」:原子力百科事典(ATOMICA)<13-01-01-22>2000年1月更新

表4 軽水炉供給取り決めの概要

項目	各項目の詳細
1) 供給範囲	KEDOは北朝鮮に対し、ターンキー方式で2基の軽水炉(各約1000MWe)を供給する。その際、KEDOは、軽水炉建設と一体不可分であり、かつ、専ら同建設に使用される一定の建設前のインフラストラクチャを提供する(注:送電線網の整備は北朝鮮側が行うものであり、KEDO側の行う「供給範囲」に含まれていない。)
2) 返済条件	北朝鮮はKEDOに対し、各炉について、その完成の時点から20年間(3年間の据え置き期間を含む)に亘り、無利子の均等半年割賦にて支払いを行う。
3) 引き渡し日程	KEDOは、2003年のプロジェクト完成を目標として、軽水炉プロジェクトの引き渡し日程を作成する。本プロジェクトの実施と米朝合意の下での本プロジェクトに関連する北朝鮮の措置の履行とは相互に条件付けられる。
4) 実施のための措置およびサービス	(a)KEDOは、軽水炉プロジェクトを実施するために主契約者を選定する(注:これに基づいて、韓国電力公社(KEPCO)が主契約者として選定された。)。また、KEDOは、本プロジェクトのプログラム・コーディネーター(KEDOによるプロジェクトの実施全般の管理を支援するもの)の役割を果たす米国企業を選定する(注:これに基づいて、デューク・エンジニアリング・サービス社(DE&S)がプログラム・コーディネーターとして選定された。現在KEDO側では、テクニカル・サポート・コンサルタント(TSC)と呼ばれている。(文献2))。 (b)KEDOおよび北朝鮮は、プロジェクト参加者間の効率的な連絡および協力を含め、プロジェクトの迅速且つ円滑な実施を確保するために必要と認める措置をとる。(c)北朝鮮は、入国許可、通関、原子力規制当局による各種許可等、KEDOが軽水炉プロジェクトを完成するために必要な全ての申請について、迅速に処理する。(d)KEDOおよびKEDOの契約者等は、軽水炉プロジェクトに関連し、北朝鮮の税金等から免除される。
5) 建設地点	KEDOは、建設候補地点として、咸鏡南道(ハンギョンナムド)新浦(シンポ)市付近の琴湖(クムホ)地域につき現地調査を行う(注:この現地調査は1995年8月に第1回が実施され、1997年6月に第7回をもって終了した。)
6) 品質保証	KEDOは、完成時期における各々の炉の出力を保証する。また、KEDOは各炉の主要部品および土木建設作業につき完成後原則として2年間の保証を行う。
7) 訓練	KEDOは、北朝鮮による軽水炉の運転および保守に必要な包括的な訓練計画の作成および実施を行う。この訓練計画の提供には、フルスコープ・シミュレータの供与を含む。
8) 運転および保守	KEDOは、軽水炉の利用可能期間中、北朝鮮が自選の商業契約を通じて、軽水炉燃料および運転保守のための部品・工具等および技術サービスを購入することを支援する。KEDOおよび北朝鮮は、軽水炉の使用済燃料の安全な貯蔵および処分を確保するために協力する。KEDOにより要請された場合には、北朝鮮は、この使用済燃料の所有権を放棄し、適切な商業契約を通じてこれを北朝鮮外へ移転することに同意する。
9) 原子力安全	北朝鮮は、軽水炉プロジェクトに関連して、その完成に必要な全ての申請等を承認するため迅速かつ無料で処理し、可能な範囲で湾岸サービス、輸送、労働力、通信、医療サービス等の便宜をKEDOに対して、公正な価格で利用可能にする。
10) 原子力安全	両軽水炉の完成後、KEDOおよび北朝鮮は、その安全な運転・保守を確保するために、安全評価を定期的に行う(1年または2年に1回)。北朝鮮は、両軽水炉の安全な運転・保守を確保するために、適切な原子力規制基準および手続きの実施を保証する。
11) 原子力賠償責任	北朝鮮は、運転者の無過失責任の原則に基づき、原子力事故発生時の北朝鮮内における損害賠償請求に応じるための法的および財政的制度の整備を確保する。北朝鮮は、北朝鮮の領域の内外で発生した損害等に係る第三者からの賠償請求に関し、KEDOおよびKEDOの契約業者等を保護するため、原子力損害賠償責任保険又はその他の措置を講じる。
12) 原子力の平和利用等に関する保証	北朝鮮は、供給取決めにしたがって移転される炉、技術および核物質並びにこれらの使用を通じて生産されるあらゆる核物質を、専ら平和的目的かつ非爆発目的に使用すると共に、これら核物質について、国際基準にしたがって効果的な防護を行い、IAEAの保障措置を適用する。北朝鮮は、供給取決めにしたがって移転されるいかなる原子力機材、技術もしくは核物質又はこれらの使用を通じて生産されるあらゆる核物質についても、KEDOの同意を得ることなく北朝鮮の領域外に再移転しない。

下記の出典をもとに作成した

[出典]「4. 軽水炉供給の取り決めの概要」;原子力百科事典(ATOMICA)<13-01-01-22>2000年1月更新



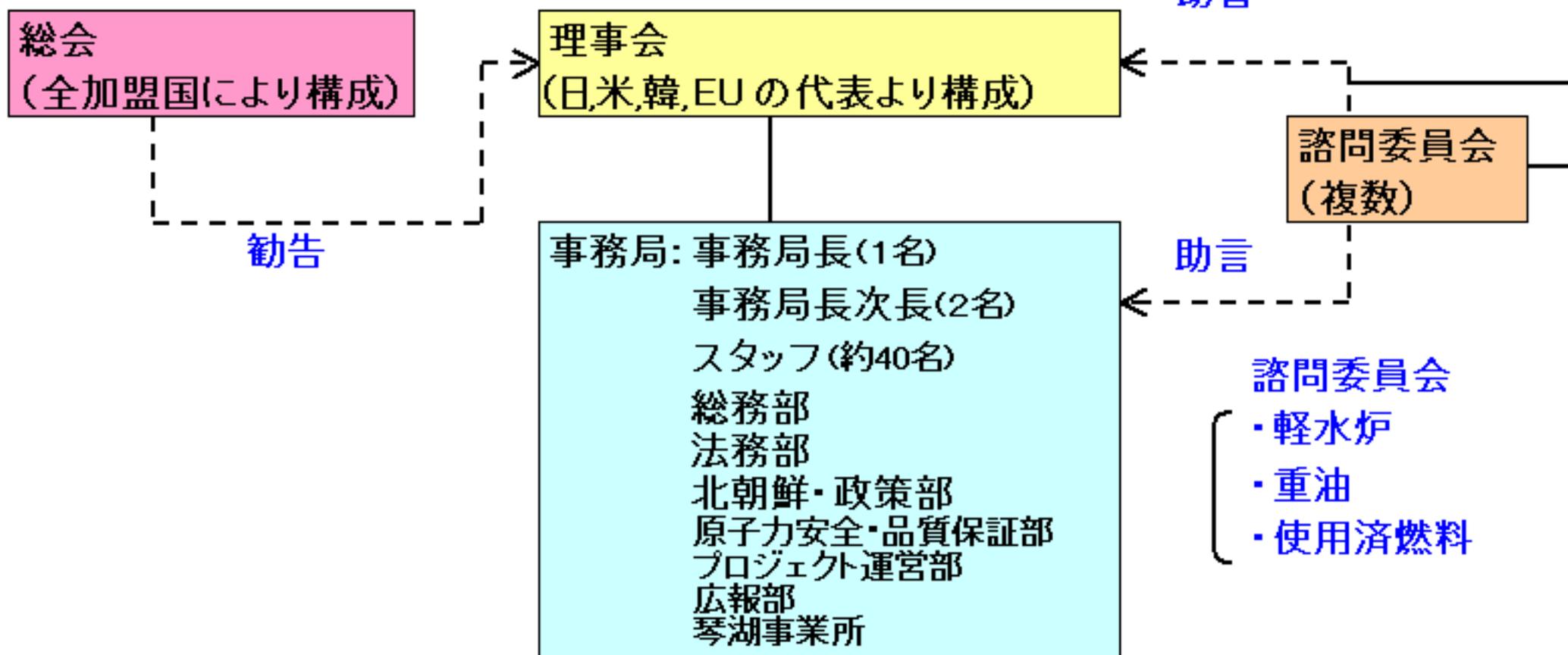
図1 KEDO関連図

[出典]都市出版:特集「北朝鮮の虚と実」、外交フォーラム、第12巻、第9号(1999年9月)、p.32



図2 北朝鮮の主要原子力関連施設所在地図

[出典]日本原子力産業会議:アジア諸国 原子力情報ハンドブック1999年 (1999年3月)、p.281



下記の出典をもとに作成した。

図3 KEDOの組織図

[出典]核物質管理センター：第16回保障措置セミナー テキスト、(1996年11月)、p.29